

R8 村中橋補修工事  
特記仕様書

令和 8 年 7 月

市川三郷町 建設課

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

この特記仕様書は、町が発注する「R8 村中橋補修工事」に適用する。本工事の施工にあたり、市川三郷町建設工事約款に定める仕様書として、山梨県県土整備部土木工事共通仕様書を適用し、これに基づいて実施することとする。

### 第2条（事前協議）

着工前に監督員、所轄警察署、所轄消防署、可燃・不燃ごみ収集業者、及び必要に応じて他工事の請負者と事前協議を行い、工程並びに安全管理等の打合せを行うものとする。

なお、別途工事との関連により工程上の制約を受ける場合、及び本工事の施工にあたり関係機関等から施工に関する条件を付された場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

### 第3条（工期）

工期は準備工、後片付けおよび雨天を考慮し契約日の翌日から令和9年2月26日までとする。

なお、休日には日曜日、祝日、年末年始、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。また、工期内完成が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

## 第2章 工事関係

### 第1条（工事箇所）

工事箇所については、監督員と現場立会いを行い、着手するものとする。また、立会いの結果、現設計により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

### 第2条（施工計画書の作成）

施工に先立ち作成する施工計画書は、現場着工前までに提出すること。その際、緊急時の体制及び対応については、休日であっても不測の事態に対応できるよう連絡先を明記すること。また、本工事の内容に応じた施工・安全訓練等の具体的な計画や、下請負の予定がある場合は、その業者名・下請負範囲・下請負の現場代理人等を施工体系図で明記する（明記できない箇所は監督員と協議する）。

### 第3条（工事の下請負）

（1）請負工事の一部を下請負に附した場合、下請届を次の資料とともに提出すること。

また、届けの際はチェックリストを添付すること。

- 1）下請負届
- 2）下請負契約書写し（注文書、請書、基本契約書等）
- 3）下請負業者の建設業許可証写し（1件の契約が500万以上的の場合）
- 4）下請負業者の当該工事現場担当者の氏名及び連絡先
- 5）施工体系図（契約金額に係わらず添付すること）
- 6）孫請けの場合は、再下請負通知書、請書、注文書の写し等を提出すること。

- (2)「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何に関わらず、末端の下請負者まで反映させた、「下請負者体系図」を作成し、遺漏・誤謬がないよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。また、提出した「下請負者体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

#### 第4条（交通整理員）

本工事の施工には、交通整理員は6人計上している（仮設足場設置・撤去時）。ただし、現場状況等により必要と判断される場合においては、監督員と協議の上、専任の交通誘導員を配置し、通行の誘導・路面の補修に努めるものとし、交通及び保安上十分な措置を講じること。

#### 第5条（安全・訓練等の実施状況報告）

安全・訓練等の実施状況は、工事報告（工事日誌）に記録し、工事完成時に書類と共に報告するものとする。

#### 第6条（舗装版切断時に発生する濁水処理）

舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理し、監督員に提示するものとする。

現場条件等により濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

#### 第7条（施工条件）

施工条件等は以下を見込むものとするが、現場状況や関係機関等との調整により、これにより難しい場合は、別途監督員と協議するものとする。

##### 1. 現場塗装工（塗替え）

- 1) 塗装の品質管理等については共通仕様書によるものとする。なお、疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- 2) 素地調整は、素地調整程度1種とする。
- 3) 塗装系はR c - I 塗装系（スプレー）とする。
- 4) 各層毎の標準使用量及び標準膜厚は下記のとおりとする。

| 塗装工程 | 塗料名              | 塗装回数 | 標準使用料<br>(g/m <sup>2</sup> /回) | 標準膜厚<br>( $\mu$ m/回) |
|------|------------------|------|--------------------------------|----------------------|
| 素地調整 | 1種               | -    | -                              | -                    |
| 下塗   | 有機ジンクリッチペイント     | 1    | 600                            | 75                   |
| 下塗   | 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗 | 2    | 240                            | 60                   |
| 中塗   | 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗   | 1    | 170                            | 30                   |

|    |                   |   |     |    |
|----|-------------------|---|-----|----|
| 上塗 | 弱溶剤形ふっ素樹脂<br>塗料上塗 | 1 | 140 | 25 |
|----|-------------------|---|-----|----|

- 5) 現場塗装においてはスプレー塗装とするが、それにより難しい場合は監督員と協議するものとする。
- 6) 色調は淡彩色とし、色彩の決定にあたっては、監督員と協議するものとする。

## 2. 既存塗膜の成分調査

工事着手前までに鉛、六価クロム、P C Bの溶出試験を行い、鉛等有害物の含有状況を確認し、調査結果を報告すること。

## 3. 有害物を含有する塗料の健康障害防止

建設年を考慮し、既存塗膜へ鉛が含まれていることが想定されるため、既存塗膜剥離やかき落とし作業時のばく露防止対策に必要な経費を計上している。

既存塗膜剥離やかき落とし作業を行う際には、塗料における鉛等有害物の使用状況を適切に判断したうえで、鉛中毒予防規則等関係法令を順守し、適切にばく露防止対策を行うこと。

## 4. 既存塗膜の処分

工事着手前の溶出試験にて、既存塗膜より基準値を超える鉛が溶出された場合は、特定産業廃棄物としての処分が必要になる。「2. 既存塗膜の成分調査」の結果を必ず監督員に報告し、協議すること。

## 5. 足場工

本工事の足場工に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分に把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

# 第3章 建設リサイクル・建設廃棄物関係

## 第1条（再生資材及び建設廃棄物の適正処理）

請負者は、山梨県土木部が定める「再生資材利用基準」（平成11年4月）に基づき再生資材を利用するものとする。

また、本工事により発生するコンクリート塊、アスファルト塊等の建設廃棄物は「廃棄物処理法」及び「建設副産物処理基準」に基づき、該当廃棄物の処分業の許可を取得している再生資源化施設へ搬出し適正に処分し、廃棄物管理表（マニフェストD票）の写しを完成書類に添え、監督員に提出すること。なお、運搬に際しては過積載にならないよう徹底すること。

## 第2条（建設リサイクル法対象工事の届出にかかわる事項の説明）

本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第12条に基づき、落札後配布される書面により契約担当者に契約前に説明を行うものとする。

### 第3条（再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出）

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-により作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出力し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完成後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出力し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データをCD-R等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※この特記事項は『土木工事共通仕様書第1編共通偏第1章総則1-1-20 建設副産物第4項及び第6項』、『建設副産物処理基準[5]再生資源利用促進（計画・実施）書の提出』、および『再生資源利用基準[7]再生資源利用（計画・実施）書の提出』に代わるものとする。

## 第4章 休暇関係

### 第1条（週休2日適用工事について）

本工事は、週休2日適用工事として、月単位の週休2日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日（土日）に取り組むこともできる。

週休2日の取り組みについては、施工計画書により提出すること。

取り扱いについては、令和7年5月1日から適用する「週休2日適用工事実施要領」及び「週休2日適用工事に要する費用の計上について」による。

## 第5章 その他

### 第1条（住民への周知徹底）

工事に先立ち、自治会及び近隣住民に対して十分な配慮を行い、工事看板の設置等により工事の周知徹底を図るものとする。

### 第2条（疑義）

この特記仕様書により難い場合及び疑義が生じた場合には、監督員と協議するものとする。

### 第3条（提出書類）

工事中、監督員に提出するすべての書類については、所定の様式（工事打合簿）により提出するものとする。